

## 檀原市新本庁舎建設検討委員会記録簿

会議名称	第5回 檀原市新本庁舎建設検討委員会	
日時	令和2年2月29日(土) 12:30～15:00	
場所	檀原市役所 ミグランス 会議室A	
出席者	委員	上野委員長、木多副委員長、牧委員、新海委員、青海委員、足立委員、石井委員 米田委員、仲川委員、米川委員
	事務局	檀原市長 亀田 忠彦、西田政策統括監 福西総合政策部長、山風呂総合政策部部長心得、小林総合政策部副部長 八木駅周辺整備課:西岡課長、植木主任指導員、楠原補佐、新田補佐 尾崎補佐、辻本係長、坊南主査、堀川主査
欠席者	委員	倉方委員
配布資料	第5回 檀原市新本庁舎建設検討委員会 次第 檀原市新本庁舎建設検討委員会 委員名簿 第5回 檀原市新本庁舎建設検討委員会検討資料一式	
事務局	<p>ただいまより第5回檀原市新本庁舎建設検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>本時点で、当検討委員会は11名の委員で構成されることとなります。本日は11名の委員のうち、10名の委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、檀原市新本庁舎建設検討委員会規則第5条に基づき委員会が成立していることをここにご報告させていただきます。また、本日の委員会は、檀原市情報公開条例第6条第1項第5号に該当することから、非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、開催にあたりまして昨年10月に市長選挙を受けて新しく檀原市長となられました亀田市長よりご挨拶いただきます。</p>	
檀原市長	<p>検討委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>まずは、本当に大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、この検討委員会にご出席を賜り心から御礼申し上げます。そして、これまで過去4回に渡り検討委員会を開催していただき、昨年3月に中間答申という形で檀原市新本庁舎建設基本計画(案)を策定していただいたということがございます。このことに対しましても、改めまして心から御礼申し上げます。</p> <p>昨年10月の選挙におきまして市長に当選をさせていただき、11月12日から市長の職に就かせていただいております。選挙の折にも、本庁舎に関しまして色々と私の想いを述べてきたということもありましたので、少しだけお時間をいただき、ご説明させていただきます。</p> <p>当初から、ミグランスを建設した後に、更に本庁舎を建て替える計画、それが果たして市民や檀原市にとって一番いい事なのかどうなのかというところを、私自身も色々考えるところがありましたので、それをひたすら選挙戦で訴えてまいりました。幸いなことに当選をさせていただき、2～3か月の間そのことに対して調査・検討させていただきたいということで、委員の皆様方にはご心配をおかけしましたが、事務局方もかなりの時間と労力を割き、色々な資料を作成したうえで、検討を重ねてまいりました。最終的には、明日にでも大規模災害、地震が起こるかもしれない昨今の中で、今の本庁舎に来庁される市民の皆様のことや働く職員のことを考えると、出来るだけ早く建替えるということに繋がっていかないといけない。そのことに重きを置いて決断した結果、現在の本庁舎のある場所で新本庁舎を立て替えるという結論に私自身も至ったわけがございます。決断をしたからには出来るだけスムーズにこの計画を進めていくということに全身全霊をかけて頑張りたいと思っておる最中、今日検討委員会を開催させていただいて、出来るだけ効率よく、コストも削減できるよう繋がっていきたいと思っております。</p> <p>本計画を進めるにあたっては、基本計画の目的やコンセプトは変えずにコストダウンが出来ないかと思っております。限られた時間ではございますが、是非色々なご意見をいただければと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いを申し上げて、簡単ではございますけれどもご挨拶と、経緯の説明に代えさせていただきます。</p>	
事務局	亀田市長におかれましてはここで退席されます。	

委員長

それでは、議事進行を務めさせていただきます。  
概ね一年を空けての開催ですが皆様よろしくお願ひいたします。

**議案1 新本庁舎整備事業スケジュールについて**

事務局

本日は第5回目となります新本庁舎建設検討委員会でございますが、前回は平成31年3月1日に開催していただきました。その委員会では、委員の皆様の基本計画案を審議していただきました。その結果、3月15日に検討委員会を代表しまして委員長から中間答申をいただき、「樞原市新本庁舎建設基本計画」を策定したところです。

本来であれば、基本計画の策定をうけて、昨年4月には設計業務の発注を予定していたところではありましたが、現在も発注ができていない状況です。

令和元年10月に行われました、市長選挙にて「65億円で計画の中の新庁舎計画について、既存施設活用も視野に見直す」ことを公約に掲げた亀田市長が当選され、亀田市政となりました。12月議会において開催された市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会において、市長から「基本計画については、一旦見直しとし、様々な可能性を排除せず検討を進めていく」という説明がありました。これを受け、見直しについては、大きく分けて三つの方針で検討を進めてまいりました。

一つ目は、基本計画を修正する方針です。現在の基本計画の核となる整備の目的やコンセプトを変えることなく、一部の庁舎機能を市所有の既存施設に配置することにより、現在の場所において基本計画に定めている新本庁舎の規模を縮小する方針となります。

二つ目は、基本計画を再検討する方針です。既存施設の活用を前提として基本計画の目的やコンセプトの再検討を行い、現在の場所において基本計画に定めている新本庁舎の規模を大幅に縮小する方針となります。これは、市長室や災害対策本部機能など最低限必要な機能だけを新本庁舎に集約し、その他の部局については既存施設の利用環境を変更し、そのスペースに執務機能を配置する考えです。

最後に、三つ目は本庁舎移転の方針です。最大限既存施設を活用することで、全ての庁舎機能に移転し、新本庁舎を建設しない方針となります。この方針では、新本庁舎の整備は行わないのですが、既存施設を庁舎機能として活用するための大規模改修や耐震補強工事などが必要となってきます。

これら三つの方針について、市民の皆さま・職員の利便性、まちづくりへの影響、市町村役場機能緊急保全事業債いわゆる有利な起債の活用を含めたスケジュールなどの観点だけではなく、新本庁舎の整備事業費や既存施設の大規模改修費、耐震工事費などを含めて色々な方向性から検討を行いました。その検討の結果を、令和2年1月16日に開催した庁内の部長級からなる庁内検討委員会に諮り、基本計画の目的やコンセプトを変えない基本計画修正方針で進めることとなりました。そして2月17日の市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会において、市長から新本庁舎は現在の場所で建替えること、そして今後、基本計画をベースに検討を進めることを説明されたところです。そして、特別委員会の翌日の2月18日には、庁内検討委員会を開催し、現在の基本計画からの修正箇所について審議いたしました。

本日の検討委員会では、庁内検討委員会を経てとりまとめた「樞原市新本庁舎建設基本計画（修正版 案）」につきまして、委員の皆様には審議いただきたいと考えております。本日の審議結果を3月議会中に開催していただく予定の市庁舎建設及び八木駅周辺整備事業等に関する特別委員会において修正した内容をご説明し、来年度の設計業務の予算とともに承認していただければ、4月頃には設計業務の発注ができる運びとなります。そして、7月頃に本検討委員会の部会としてお願いしております設計業務のヒアリング審査を経て、設計業務に着手していきたいと考えております。設計業務としてまず基本設計を約9カ月と考えていますので、令和3年3月頃に基本設計の完成、その後、実施設計を開始して令和3年11月頃に実施設計の完成を予定しております。

なお、前回の委員会では有利な起債とよばれる市町村役場機能緊急保全事業について期限延長の可能性があると説明しておりました。その後正式に、令和2年度中に実施設計に着手できれば、以降も同様の地方財政措置が行われることとなりましたので、ご説明したスケジュール通り進めば、有利な起債の適用は可能であると考えています。

設計業務の完了後、令和4年10月に建設工事の着工、令和6年3月に工事の竣工、その後5月～7月頃に新本庁舎の供用開始を予定しています。供用開始後、現庁舎の解体、駐車場などの外構

整備を行いますと、本庁舎整備事業の完了は令和7年度末になると考えています。

委員長

スケジュールについて、何かご質問等ございますか。

ポイントは、これまでやってきた基本計画をベースに見直すけれども、目的やコンセプトは変えないというところ。もう一つは、有利な起債を得るためには令和2年度中に実施設計に着手しなければいけないということだと思います。いかがですか。

(異議なし)

#### 議案2 檀原市新本庁舎建設基本計画(修正版 案)について

事務局

修正内容の概要を説明いたします。

基本計画の核となる新本庁舎整備の目的やコンセプトについては、変更をしております。そのうえで、新本庁舎に配置する予定であった部署を、ミグランスや万葉ホールに移転、または存置させることで、新本庁舎規模の縮小と整備費を削減できるよう検討を行いました。部署の移転、存置に際しては、部局の集約を前提とし、市民や職員の利便性を確保できるよう留意しながら検討しております。なお、修正版の部署名については、令和2年度に行われる機構改革に基づいており、基本計画策定時点の部署名から若干変わっております。

魅力創造部の中に文化・スポーツ局が新設されることを受けて、万葉ホールの施設管理を担当する文化振興課を存置するのは変わらないのですが、新本庁舎に配置予定であったスポーツ推進課と世界遺産登録推進課を万葉ホールに配置することで、文化・スポーツ局を万葉ホールに集約します。市民活動部では、新本庁舎に配置予定であった、市民協働課と人権政策課を分庁舎に配置することで市民活動部を集約します。最後に教育総務部である教育総務課、学校教育課、人権教育課、また、生涯学習部である社会教育課を万葉ホールに存置させ、教育委員会事務局を万葉ホールに集約します。

以上が修正内容の概要となります。

続きまして、修正内容について具体的に説明いたします。

まず、第1章新本庁舎整備の背景です。庁舎の老朽化や耐震性能不足、庁舎の分散といった課題を解消するために新本庁舎を整備することや周辺のまちづくりを考慮しながら事業を展開するなど、新本庁舎整備の目的を記載しており、この第1章については変更しておりません。

続いて、第2章新本庁舎整備の方針では、8ページの庁舎整備のコンセプトについては変更ありません。9ページの3施設の機能分担と連携についてですが、これは市役所エリアにある新本庁舎、分庁舎、ナビプラザの3施設で機能分担を明確にし、関連部署間の連携を強化することで、市民サービスの向上を目指すことを示した項目となります。その中で、基本構想で示された6つの基本理念をページ中段の表の一番左に機能として記載しておりますが、市民自治の拠点機能については、先ほど説明しました通り、自治振興等に関する執務を行う市民協働課が分庁舎に配置されることから、市民自治活動を支援する機能すなわち市民自治拠点を分庁舎が担うことと変更いたしました。また、市民交流を支える機能は、市としてメインとなる場所は、市民交流広場やにぎわい大路のある分庁舎であることは変わっていないのですが、新本庁舎の防災広場や受援窓口スペースを、平常時には市民の交流を支える機能として、サブ的に行っていく旨を記載しました。課の配置については、先ほど説明した通りとなります。11ページは、平成31年度に、政策審議監、地域活性監、服務倫理監の職がなくなり、政策統括監となったことを受け、災害対策本部会議室と災害対策本部長室の内容と想定人数を修正しております。13ページ下段の(4)議会機能の中の議場の欄の議員定数24名を次の市議会選挙以降、定数が23名に減ることを受けて修正しております。17ページの(7)市民自治の拠点機能では、①として市民自治の拠点機能に市民協働課の執務内容を記載しておりましたが、市民協働課がミグランスに移転することにより、修正版では削除しております。

次に第3章庁舎の規模となりますが、こちらは新本庁舎に入居する部署を変更していますので、全面的に修正をしています。まず、3.2.職員数の想定ですが、基本計画では33課が新本庁舎に入居する計画でしたが、修正版では26課となり、庁舎規模算定の際に必要な供用開始予定年度である令和6年度時点の入居職員数は、317人から244人と減っております。21ページの檀原市の人口と職員数の推移についても、檀原市人口ビジョンを時点修正したうえで、定員管理計画より試算し直しています。3.3.新本庁舎の規模算定では、庁舎規模算定に用いる基準は平成30年度地方債同意等基準運用要綱であることは変わっておりませんが、先ほど申しました通り入居職員数が減っ

ているため、新本庁舎の必要面積が基本計画では12,740.1㎡であったところ、修正案では10,163.2㎡に削減されます。23ページでは、基本計画と同様に22年の総務省基準による妥当性の確認を行っています。22年基準で算定しますと、必要面積は10,707.6㎡となり、30年基準とほぼ同規模となっていることから、30年基準で算定することは妥当であると言えます。

これらの結果から、新本庁舎の必要面積は10,163.2㎡となり、庁舎のコンパクト化・コスト削減を図る観点から約500㎡を削減することとし、目標面積を9,500㎡としていきたいと考えており、今後の設計において、より一層の削減を図れるよう検討していきます。

24ページ下段からは参考として、新本庁舎と分庁舎の執務空間面積の比較、25ページには類似団体との比較を記載しております。新本庁舎の目標面積9,500㎡から受援窓口や保健事業、特別職の執務室など分庁舎にないと考えられる面積を除いた面積を職員数で割った、職員一人当たりの面積としては24.4㎡となります。一方、分庁舎においては、職員一人当たりの面積は25.9㎡ですので、本庁舎の方がコンパクトな庁舎であると言えます。また、類似団体の職員一人当たり面積の平均は29.7㎡であることに比べ、本市は28.9㎡となっておりますので、コンパクトな庁舎であると言えます。

次に駐車場規模の算定について27ページから記載しています。来訪者用駐車場の算定につきましては、「本庁舎に入居する課のヒアリングによる実績に基づいて算定する方法」、「市の人口規模から算定する方法」、「災害時に参集する職員数から算定する方法」の3パターンで検討を行ったことについて変更はないのですが、新本庁舎及び市役所エリアに入居する部署数が減ったことにより必要駐車台数が減ることとなります。

まず、27ページは実績に基づく算定となりますが、これは庁内ヒアリングの結果から1日当たりの来訪者数を求めて算出する方法ですが、114台から103台と削減されます。次に、28ページの市の人口規模からの算定ですが、従前の基本計画から市役所エリアに入居しない教育委員会等の来訪者数を除き算定すると153台が新本庁舎に必要となります。また、29ページの災害時参集職員からの算定も見直した結果92台となりました。

これら3つの方法による算定結果から、来訪者用の駐車場としては、最大の結果となりました153台分のスペースを確保することが必要であると考えています。

30ページには、公用車用の駐車場について記載しております。教育委員会等が万葉ホールに存置することから、全部で70台に減ることとなりますので、本庁舎には来訪者用153台、公用車用70台と出先機関等の来庁時用としての24台を合わせた247台分の駐車場を確保する必要があると考えています。

しかし、これらすべてを現状の計画敷地で確保することは困難であることから、公用車用と出先機関用をあわせて94台から市長車等の特別職用の4台を除いた90台分については、基本計画と同様にJR畷傍駅前の公用車駐車場と畷傍駅前の市有地を活用することとし、計画敷地及び現在の東駐車場には来訪者用153台と特別職用の公用車車庫4台の計157台分について確保していきたいと考えております。

続きまして、第4章の新本庁舎の基本計画について修正はございません。

第5章事業計画については、42ページの設計者の選定について、設計業務の発注を基本設計と実施設計を一括して発注することが確定しましたので、プロポーザル方式を採用する旨を記載しております。42ページの財源計画の考え方については、有利な起債の適用期間が延長された旨の記載と事業スケジュールの時点修正を行っています。基本計画と比べて、1年遅れのスケジュールとなり、新本庁舎の供用開始が令和6年の7月頃、事業全体の完了が令和7年度末となります。

最後に概算事業費と財源計画となりますが、基本計画では約65.7億円でありましたが、入居職員数を削減することで約57.7億円となります。また、有利な起債の延長により交付税措置の対象額も増えますので、市の負担額についても減額されます。

モデルプランについては、目標面積が11,500㎡から9,500㎡と削減されますので、基本計画と比べ少しだけ敷地に余裕のある形となります。ただし、このモデルプランについては、あくまでイメージ図であり、詳細の配置計画は今後の設計業務にて検討していきたいと考えております。

なお、ただいま説明した内容につきまして、本日欠席されております委員にも事前に説明いたしました。委員からは、「修正版に至る経緯、内容については理解しました。修正の方向性は妥当であると思います。目標面積が縮小することにより、敷地に余裕ができることをプラスととらえ、市民が来訪したくなる庁舎を整備し、周辺に賑わいをもたらす、周辺の価値を上げることのできる庁舎としてください。そのことが、市民の喜びと税収の向上につながると思います。」とのご意見をいただいております。

	<p>以上が、橿原市新本庁舎建設基本計画(修正版 案)の説明となります。</p>
委員長	<p>基本計画の見直しということを受けて、新本庁舎に入る機能を見直したということですね。それによっていくつかの部署がまとまって、当初 11,500 ㎡と言っていた規模が、今回 9,500 ㎡に縮減されたということです。それに伴って、66 億円程度であった事業費が 58 億円程度になったということです。</p> <p>委員からは、面積が小さくなることによって敷地にゆとりが出るので、それを市民に開放するといいいのではないかということだと思いますが、皆様のご意見・ご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>一つ分からないところがございます、資料 3 の中で 7 階建てと 6 階建てのモデルプランが提示されていますが、6 階建ての場合は面積が同じならば敷地のスペースが変わってくるのではないかと思います。</p> <p>もうひとつは、市民協働課をミグランスに持って行って市民の交流ということをおっしゃっていますが、市民協働課は一般市民とのかかわりは少ないのではないかという気がしていて、今のまま本庁舎の方にあっても良いのではと思いました。</p>
事務局	<p>1 点目のモデルプランについてですが、6 階建てと 7 階建てのプランということで、よく見ていただくと 7 階建てのプランの方が左右に幅が広がっているかと思います。庁舎の建築面積については、建物の枠の右下の隅に「1,400」と書いてあるのが建築面積になります。それが 7 階建ての場合で、6 階建ての場合は「1,600」と記載しております。</p> <p>もう一点、市民協働課と人権政策課の移転に関してですが、令和 2 年度より橿原市の機構が変わります。市民活動部のうち市民協働課や人権政策課が今は本庁舎の中にあります。ミグランスには市民窓口課があるわけですが、所管されている担当部長もミグランスにおります。それと、市民協働課はナビプラザの中で市民相談窓口であるとか、NPO の活動についても担っていただいております、ナビプラザの方に職員が毎日行き来していますので、ミグランスに配置することで部が統括されるうえ、場所についても近くなります。確かに、市民の方が常に市民協働課に来るというわけではございませんので、上層階に配置をし、業務の効率化と部局の統合が図れるということで、こちらに移転したほうが良いのではないかという考えのもと、この計画を作らせていただいたということでございます。</p>
委員	<p>ミグランスには、市民協働課と人権政策課だけしか移転しないのか。</p>
事務局	<p>ミグランスの執務環境を確認して、どこにどれだけのスペースがあるのかということを実際確認した結果、現時点では 2 課になっております。</p>
委員	<p>コミュニティセンターは人権政策課の中に入るのか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>前回からの一つ大きな話としまして、関東の方で昨年水害の大きな被害があり、水害対策に対するリスク管理というものもしっかりやる必要がある。そういう観点で資料を見ますと、1m 程度浸水があり得るということを書いてありますので、防災の観点から見た時に、もちろん耐震のことと同時に、浸水の部分についてもより意識を高めて整理する必要があるというふうに考えております。</p> <p>そういう観点で計画の方を見させていただきますと、例えば 12 ページにあります、ライフラインや備蓄機能、非常用設備などの機能が例えば地下とかグランドレベルにあると浸水する可能性があるという話であったり、18 ページにデータの話がありますが、役所が持っている重要情報の話であったり、モデルプランを見せていただくと、駐車場がグランドラインにありますので、公用車や非常用車両をどうするのかということであったり、具体的には建築設計を発注してからやることになると思うんですけども、その前提として基本計画の中に強度を高めて盛り込む必要があるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>具体的な内容については設計業務の中で専門業者から浸水対策について強度を高めた提案を求めたうえでプランを確定していきたいと考えています。</p>
委員長	<p>特に、昨年のような台風であったり、浸水の問題であったり、備蓄庫の位置等色々と考えていかないといけないと思います。</p>

委員	<p>確認なのですが、ハザードマップは今 1000 年確率に変更されていると思うのですが、これはまだ古い方ですよね。ですので、新しい方が出たら、ここは内水なのでそこまで上がらない気はしますが、新しい方のハザードマップでどのくらいになるのですか。</p>
事務局	<p>まだ公表はされていませんが、県からは新しい方の 1000 年確率の情報をいただいています。</p>
委員	<p>であれば、それを考慮して設計の時に何らかご検討をいただく必要があるかと思います。それと昨今、設備が浸かるということがあったりしますので、それは今後、基本設計の中で活かしていただければいいかと思います。地下は作らないという方針であったかと思いますが、それは問題ないと思います。</p>
委員長	<p>そうすると、今回のお話で言いますと、この中に盛り込むというよりは、設計を発注するときにそういうことを入れるということによろしいですね。</p>
委員	<p>津波でしたら、瓦礫がたくさん来るので浸水区域内に立地というのは少し大きな問題かなと思いますが、水害の場合はそんなに瓦礫が来るわけではないので浸水区域内にあってもいいとは思いますが、例えば雨が降った時にここが災害対策本部なのに職員が参集できないとかいうことがあってはいけないので、周りの状況等々も踏まえて考えていただきたいと思います。</p> <p>将来の土地利用計画等として、JR 畷傍駅前の整備計画などが新たにできたということはありませんか。JR 畷傍駅から医大までは良いルートであるので、整備について議論がありました。医大の耐震改修や建替えなどが今後どんどん進んでいく中で、何か大きな変更があれば、そういったことも少し考えるべきかと思います。今後基本設計を発注するときに、畷傍駅側から医大までの道はこのまちを考えていく上で非常に重要ですので、もし何か大きな動きや計画が出来て、そういうことも踏まえて計画したほうが良いのであれば、プロポを出すときに情報提供をしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>いま県立医科大学があるところから西の方に約 1 km離れたところに新キャンパスの整備を進めていただいております。医大周辺の病院の機能は今の場所に残るのですが、教育部門と研究部門が橿原神宮の参道から言いますと西の方に約 400m行ったところになります。</p> <p>そのほか、本庁舎周辺のまちづくりのことでございますが、畷傍駅の北側が駅前広場のようになっていて、畷傍駅は改札が北側にしかありませんので、そちらの方にしか出れない状態になっています。また、畷傍駅の北東側には八木町という歴史ある集落が残っているということもありますので、市としてはそういった部分もしっかりと取り組んでいきたいという想いがあります。</p> <p>それから道のお話ですが、市役所の北側の国道 24 号がクランクのような形で、北から市役所の東側の角のところまできて、市役所の北側を西に向いて道が曲がってきて、そこでまたクランクになって医大のある南の方に 24 号が進んでいるという状況です。いま、八木西口駅から医大まで通っておられる方、歩行者の動線が多い道であるということもあって、市のかねてからの要望である国道 24 号の歩道整備というふうなことをいったん国の方で進めていただいておりますけれども、国の方でも奈良県内においては京奈和自動車道という大きなプロジェクトも抱えているという状況ですので、いま一時休止しているというような状況です。京奈和自動車道の今後の進捗の見通しも踏まえた中で、また改めて国の方でも 24 号の整備を進めていただくことになろうかと思いますが、恐らく本庁舎の整備の方が先行して進んでいくというふうな状況になろうかと思います。</p> <p>新本庁舎につきましては、国道 24 号にクランクで囲まれているような状況にはなっておりますが、本庁舎に入っていくための信号の位置であったりとか進入路のことであったりについては、今回の基本・実施設計を発注する際に、そういった交通動線の確保や市民の利便性を確保することを念頭に発注を行っていきたくて考えております。</p>
委員	<p>そういった情報も基本設計の段階で設計者の方にご検討いただけるような準備をしていただければと思います。</p>
委員長	<p>今のお話だと、基本計画の 4～5 ページにある「新本庁舎周辺のまちづくり」に今時点で改めて付け加えるということはないということですね。その状況については、設計者選定のプロポを出すときでも何か情報として入れておくということですね。</p>

委員	<p>県の方でも、奈良モデルということで県と市が連携をさせていただいて、マスタープラン的なものということで検討しておりますので、最新の情報というのは随時、庁舎の検討の方にも反映していただくというような形でやっていただくのが良いかと思います。</p>
委員	<p>面積計算についてはもともとしっかりされていたので、計算のフレームワークはしっかりされていたから問題ないと思いますし、平成22年の算定基準で共用部分は40%ですよね、だからこれも元々基準がしっかりあって40%見込んでいるものだから、設計によっていいものを生み出すというゆとりはあるかなという感じはします。</p> <p>10ページの新本庁舎の各課の配置ですが、今回の検討でより機能的になっていけばいいのですが、不自由で何か無理しているところが無ければいいのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回執務室をこの表のように配置することについてですが、橿原市の主な執務室は、ミグランス、新本庁舎、万葉ホールとの3施設となっています。それと、保健事業機能ということで畝傍御陵前駅のところに保健センターがありまして、そちらには健康増進課と休みの日や夜間の急病者に対応する休日夜間応急診療所がございます。議会からのご意見として、保健センターの機能は新本庁舎の中に入れるべきという話もありました。</p> <p>実際に市民さんがミグランスに多く来られているということもありますので、保健センターの出先窓口というような形で、3名ほどの保健師さんがミグランスに詰めております。保健センターの健康増進課の職員は常々このミグランスとの行き来を行っております。保健センターのところには1歳半健診であったり3歳半健診であったりということで、子どもさんを連れた親御さんも多くお見えになっている状況なんですけれども、駅から近いという利便性が今の状況でもありますが、新本庁舎の位置に保健センターが来たとしても、八木西口駅からも非常に近い位置になっております。</p> <p>ただ、小さいお子様が健診などでお越しになられますので、今後この基本・実施設計を構築していくときには、しっかりとセパレートできるような考え方も盛り込んだ配置を考えていきます。</p> <p>それと、万葉ホールにつきましては、現在教育委員会が入っていますが、今の執務環境改善も含めた中で万葉ホールの有効活用を行っていきたくと考えています。加えて、文化振興課、スポーツ推進課、世界遺産登録推進課の3つの課からなる文化スポーツ局を万葉ホールに配置をすることで機能的にしています。</p> <p>また、市民活動部が現本庁舎とミグランスに分かれているものを、ミグランスの中に集約し、3つの施設を有効に活用してそれぞれの部局を統括して、機能的な配置をしています。</p>
委員長	<p>万葉ホールの使用の割合が大きくなってくると思うんですけども、そのときのいわゆる改修等の費用も見込まれているということでよろしいですね。</p>
事務局	<p>万葉ホールは現在、建築されてから20数年経過しております。新年度の予算におきましても、外壁タイルの補修や空調設備の更新などで3億円程度をかけて一旦の改修を予定しております。今は教育委員会と文化振興課とスポーツ推進課が存置しておりますので、新しく入るのは世界遺産登録推進課だけになります。当然、執務環境の改善も行っていくので、一定の予算をかけて執務環境改善も含めた新しい体制づくりを今後行っていきたくと考えております。</p>
委員	<p>新本庁舎の周辺に関して、現在の本庁舎が更地になった後の計画についてはこの予算に含まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現本庁舎の解体後の計画ということですが、防災広場であったり駐車場ということで基本設計で配置を決めていきますが、この整備費についても概算事業費の中に入った形で計画し、44ページに外構整備費を記載しております。</p>
委員	<p>ということは、新本庁舎に合わせてこの全体プランが提案されるという理解でよろしいですね。</p>
委員	<p>教育委員会が残るとということで、どういう経緯でそうなったのかなということですね。当初は、集約していくという話で来たものから。</p> <p>あとは、直接この本庁舎と関係ないのですが、道路の問題ですね、橿原市は一番渋滞が多いと</p>

ということで他所からも言われているぐらいですから、都市計画が遅れているということでもあります。郵便局は新本庁舎と関係ないのですが、窓口だけなら良いけども、基地をおく必要はないと思います。そういう対応をされた方が、全体としては混まなくなると思います。私は前から、畷傍駅前をまっすぐ突き抜けて向こうへもっていったらいいと思っている。八木西口駅は、近鉄も県も大学の方に持っていくという。要は過去が一つの形としてあまりにも固執すると100年先の絵を描けないうことがありますが、これからの世界にあう建物をということで本庁舎だけと違って周辺の整備が大事なかなと思います。渋滞を緩和するというのが一つの形かなと思います。

事務局

まずは教育委員会のことですが、教育委員会にどれだけの市民の方がお見えになっていたか当然調査しております。学校関係の手続きは、転校等をする場合を除けば、ほとんどこのミグランスで完結しているという状況になっています。先立って行っておりました庁内検討委員会の中でも、教育委員会の担当経験部長からの意見を聞きますと、今の万葉ホールにお越しの市民さんというのはほとんどいっしょに、ほとんど学校関係の方がお越しになっているというふうな状況も確認できましたので、教育委員会を存置しても市民の方にとってはご不便とならないのではないかと、という判断をさせていただいたという点がございます。

それから、まちづくりの観点のお話です。都市計画が、樫原市では道路に関してはなかなか進んでいないという現状です。もともと、都市計画決定されている道路の路線数で言いますと56路線ありました。それが道路の見直しによって、今現在53路線に減っています。そのうち概ね6割〜7割ぐらいは現状の道幅とほぼ変わらない形で道路が出来ているという状態になっています。確かに、八木駅周辺を中心部においては、いまだに渋滞が発生しているというふうなことで、かなり以前に八木駅周辺で4車線道路が出来たことによる解消は一旦できたのですが、自動車の利用をされる方が非常に多くなって現在のよう状況となっています。

それで、将来交通量推計などを検討している中で、京奈和自動車道と樫原バイパスの工事が完成した時には、現24号の渋滞がかなり解消されるというような推計データも出ておりますので、我々としては早期に京奈和自動車道の供用開始ということで、国とか奈良県の方に毎年要望している状況でございます。なので、道路の渋滞解消については、そういった観点を優先的に行っていただいて、市の方では役割分担を明確にした中で、日常道路の利便性向上に向けた取り組みを順次進めているという状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、八木西口駅。奈良県立医科大学の新キャンパス近くに駅を設置するという話が今進みつつあります。条件が、この八木西口駅をそこに移すというのが近鉄さんの考えなんですけれども、市の方は両方とも残したいという意向があって、近鉄さんとは平行線という状況がいます。本庁舎の最寄りの駅でもありますし、非常に多くの来訪者がお見えになられる今井町の近くにありますので、今後も近鉄さんとのいろんな交渉の中でまちづくりとして進めていくべきということは今の市長も仰っておられます。新しく駅も作りたいということも全面的に仰っておりますから、今後の展開というのは慎重に、利便性の向上には必ずつながるような形で進めていきたいと思っています。

委員

本庁舎とミグランスのアクセスが悪いので、それをうまく繋げてほしいという希望なんですけど、いかがでしょうか。

事務局

本庁舎からミグランスまで直線的に到達することが出来ないということをおっしゃっているかと思いますが、市役所のすぐ直近の信号は将来的になくなる予定になっています。それは国の方の計画で、事故が結構多いとされていて、南の方から北側に向かってこられた車が、三菱UFJ銀行のところで右折するのに、信号が2つ続けてある状況で、青のまま右に曲がるとまだ通過できたりする時があって事故が多い。国交省の方では、事故の解消も含めてその信号を取りたいという意向があります。となれば、今の三差路の部分の信号が残ることになるのですが、そこから北に、ミグランスまで直線にはなりませんけれども、歩行者の動線は最終的には今の商店街どおりがメインになってくることになろうかと思っておりますので、最終的に八木周辺の歩行者動線というのはそちらの方が優先的になってきますので、安全面から言いますとそういう形で整備を進めていくべきと国と市の方でも考えています。

委員長

今の動線に関しては、過去の委員会でもいろいろお話がありまして、そういうことを皆さん思っているということに今後配慮しながら進めていただければと思います。

委員

内容に直接関係する話ではないかもしれませんが、建物を作ってもらうために、景観とか環境とか





	<p>わけです。これは中央分離帯を削って横断歩道を作る、少しした大手術になるのですが、そういったことも何か考えていただきたいなと思います。長い目で 50 年、100 年先を見据えて育成するのであれば、そういった手術はやってもいいのかなというふうに思いました。</p>
事務局	<p>分庁舎の西側から南の方には中央分離帯があって、直通ではいけないという状況になっています。市の方でも以前から警察の方には横断歩道や信号機の設置ということで協議をさせていただいた経緯はあるのですが、信号機の位置がかなり近い位置に近接するというでなかなかそれが実現できなかったというのが一つございました。</p> <p>それと先ほど高槻の事例を挙げられていたかと思うのですが、今後の将来に向かってのまちづくりの設計としては、今の八木駅前通り線という道幅 31m の道が法務局のところで止まっておりますけれども、それを、幅はどうなるかわかりませんが、将来的に南に向かって抜いていくということも将来の都市計画からしては全くない話ではないというふうにとらえていますので、実現性の問題等色々ありますが、新たなまちづくりに向かっての絵を描いていくというようなことは十分検討に値する内容であるかと受け止めております。</p>
委員	<p>課の配置にはこだわりがありまして、もともと分庁舎にもっと持って来れないのかということも前の委員会で申し上げたこともありました。それが少し、新たに採用されたことは結構だと思っております。出来れば、万葉ホールには課を残さず、そこを別の用途に活用出来たら良いと思っていましたが、逆にそちらに集約しようということになっているわけですね。集め方については良いと思う部分とどうかと思う部分がありました。</p>
委員長	<p>基本計画の修正版に関してはよろしいでしょうか。</p> <p>皆さん色々なご意見が出たと思うのですが、これに直接反映できる部分と出来ない部分があったかと思えます。反映できないとか次の設計の時にというようなコメントもずいぶんありましたけれども、これは議事録等できちんとして残していただいてきちんと反映できるようにしていただければと思います。</p> <p>それと、スケジュールにも関係するのですが、委員の皆さんからご指摘があった部分について、直せるところは直していただくのですが、このあと 3 月に特別委員会で了解を得ることがあり、そこで指摘されたことがもしあるとすると、それを修正した物をこれに反映させなければいけないという手続きがあると思うんですけども、時間的にその辺りはどのように処理していかれるのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としましては、本来であれば、本日頂きましたご指摘の反映について委員の皆様にご確認したうえで、3 月に予定しております議会の特別委員会に諮ること、また、特別委員会にて更に内容を変更することになれば、再度皆様にお集まりいただいて検討委員会を開催してご審議いただくのが本来の姿であると認識してございます。しかし、スケジュールの説明でも申しました通り、有利な起債の適用を受けるためには、3 月中の特別委員会の開催で修正版と来年度の予算を承認していただきまして、来年度早々に設計業務を発注する必要があります。本来は委員の皆様全員に修正内容を確認して、議会にて更なる修正が必要となった場合はこの検討委員会にお諮りすることが本意ではございますが、スケジュールの都合で再度この検討委員会を開催することは現実的に厳しいとも考えております。</p> <p>できましたら本日頂きましたご指摘内容を反映させた資料の確認と、議会において更なる修正が必要となった場合には、修正内容にもよりますが、委員長としっかりとご協議をさせていただき、基本計画の修正版という形で完成させていただきまして、設計業務の公告を先行させていただきたいと考えております。その後、ヒアリング審査までの間で少し時間がございますので、各委員にご説明にあがらせていただければと考えております。</p> <p>ただ、今ご提示した案は基本計画の目的やコンセプトを変えないということでございますので、もし仮に 3 月の議会の方で大幅に見直すこととなりましたら、当然この検討委員会に諮らせていただきたいと考えております。その辺りは、修正内容をきちんと考えたいと委員長にご報告して進めたいと思っておりますので、皆様のご了承のほどよろしくお願い致します。</p>
委員長	<p>今の説明では、議会の特別委員会での修正があった場合、内容の程度にもよるんでしょうけれども、改めてこの委員会に諮るというのは時間的に厳しいので、委員長である私と事務局の方々と相談して、皆様にご報告はもちろんするんですけども、検討委員会は開かず、わたくしに預らせてい</p>

ただくということでもよろしいでしょうか。(異議なし)

### 議案 3 設計業務の発注について

事務局

昨年 3 月 1 日に開催されました第 4 回検討委員会にも同様の資料をお示しさせていただきましたが、その時にいただきましたご指摘の反映箇所と現時点までの事務局による修正の内容を中心に説明させていただきます。

1 ページの業務概要になります。契約期間と支払いの年度については、現時点での時点修正となります。見積限度額については、奈良県では来年度から設計業務等の積算基準が改定されることを受けて、面積を削減することとなるのですが、増額になっております。

(2)の応募の要件については、言い回しを変えたのみで、内容は変わっておりません。

3.参加資格についてですが、(7)を変更しております。これは、前回の委員会にて、設計共同体の場合は参加する全ての業者が橿原市の入札参加資格者名簿に登録することを条件としていましたが、この条件では幅広い業者が参加することができないのではないかとのご指摘を受けましたので、代表企業のみが市の入札参加資格者名簿に登録していれば、代表企業以外は「参加申請書等」を提出すれば参加できるよう緩和いたしました。

次の(8)は、参加資格として会社の実績を求める項目となりますが、過去 10 年以内の対象となる期間を 1 年ずらしたことで、同種業務、類似業務の対象面積が基本計画修正版の目標面積 9,500 m<sup>2</sup>の約半分となる 5,000 m<sup>2</sup>以上と変更しました。また、下段の(11)は主任担当技術者の定義と各担当業務の範囲について明確化しました。

4.配置技術者要件では電気設備と機械設備の主任担当技術者に建築設備士を追加し、(3)の各技術者の実績についても会社の実績と同様に変更しました。

5.スケジュールについては、本日の段階では、詳細の日程は決まっておりますが、公告日についてはおおよそ 4 月中に、ヒアリング審査については 7 月初旬から中旬あたりで行いたいと考えております。

続いて、6.公募型プロポーザル実施要領等の交付から 11.企画提案書等の作成及び提出までについては、今までの説明に基づく修正となりますので説明を割愛させていただきます。

次に 12.企画提案書等の審査及び評価につきましては、(1)審査及び評価の項目で、プロポーザルの実施にあたり、本検討委員会の作業部会となります「橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務に係るプロポーザル評価部会」を設置し、評価部会及び事務局にて審査と評価を行う旨を明記しました。また、前回の委員会で指摘いただきました通り、評価部会の委員名を公表させていただくことにより、広く参加業者を募り、質の高い提案がいただければと考えております。部会員につきましては、前回お諮りしました通り、部会長を委員長、部会員を記載のとおり 6 名の委員にお願いしたいと考えております。しかし、公告が次年度となりますので、改めて部会員の皆様にご確認させていただきます。

(2)第 1 次審査については、事務局にて書類審査を行い、上位 5 者程度を選定させていただきます。そして、その上位 5 者程度を(3)第 2 次審査、ヒアリング審査において評価部会の部会員の皆様に審査と評価をお願いすることとなります。

前回の委員会では、ヒアリング審査を公表するかどうか事務局にて検討するようとの指摘をいただいております。ヒアリングの公表については、市内部で調整の結果、公表しないことといたしましたので、ご理解いただきますようお願い致します。

10 ページ、11 ページについては、文言の修正と言い回しを変更しており、内容に大きな変化はございません。12 ページは設計共同体に参加する企業で橿原市の入札参加資格者名簿に登録のない業者が提出する書類の内容の記載となります。

13 ページ、14 ページは審査項目と配点について記載しております。審査項目と配点について変更はないのですが、⑤参考見積書の採点の方法を事務局の方で変更させていただきました。参考見積書の配点 10 点は変えていないのですが、前回提示させていただいたのは、見積価格点で 10 点全てであったところ、今回は 10 点のうち 5 点を見積順位点、残り 5 点を見積価格点と分けました。見積順位点を取り入れることで、必ず業者間に点数の差が生まれることとなります。

以上が、設計業務の発注の説明となります。

委員長

これに関しまして、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

ヒアリング審査ですが、非公開に決まった経緯を教えてください。最近では公開が多いですし、そん

	<p>なに大きな問題はないと思うのですが。</p>
事務局	<p>ヒアリングの公開・非公開について、前回の委員会でご指摘いただきまして、公開でされた市、非公開でされた市にそれぞれ確認させていただきました。ヒアリングを公開するメリットとしては、業者選定の透明性が確保されることであったり、選定過程を共有することで市民に PR できて機運を醸成できるというものがありました。ただ、デメリットとして挙げられましたのが、業者のノウハウが流出する恐れがあることと、ヒアリングの順序によって有利・不利が生まれるということなどがありました。具体的には、ほかの業者がヒアリングに参加することを禁止はするのですが、入っただけでもわからないということに対しての対処が難しいということがありました。その他の諸々の事項についても多角的に判断した結果、今回については非公開にさせていただければということで結論付けさせていただきました。</p>
委員	<p>公開が良いなどは思いますが、市でそう判断されたのであれば。</p>
委員	<p>プロポに対するヒアリングについては整備局では公開していません。やはり、設計事務所が提案する内容については、そこが自社のノウハウの詰まったところであり他社に知られたくないところであります。それはそこだけの提案内容のこともあるし、他でも使っていける提案内容のこともあります。例えば環境性のことなどで他の提案にも使っていける特殊な内容があるのに、それをオープンにすると次に他でやるときに、自社にとっての奥の手を他社にも聞かれるというのは辛いということもある。やっぱり技術力でやっているところなので、あまりオープンにはしていないというところがあります。これは工事の総合評価の時でも同様で、内容についてはオープンにしない。かなり極秘にやっているということがあります。</p>
委員	<p>私も公開してみたいという気持ちはありますが、確かに今回、色々な提案していただくことになるので、少し厳しいかもしれないですね。</p>
委員	<p>市役所で言うと、和歌山の田辺市は公開しました。とくにこれは国の施設というよりは市役所で市民の方もおいでになられるところなので、どういう形で決まったのかということが見えるのは良いなと思う。</p> <p>一方で、プロポーザルというものというのがどういうものなのかということも、市民の方にご理解いただくということはなかなか難しい。設計提案競技ではなく、技術提案なのですが、その設計のこういう建物が出来るという審査と思われるので、あんな図面の提案だったのに出来たものは違うんだ、という誤解をいつも受ける。そこはこのプロポーザルというものの性質上少し難しいかなというふうには思います。</p>
委員	<p>ミグランスはどうされたのですか。</p>
事務局	<p>非公開で実施しました。</p>
委員	<p>ならばそれで良いのではないか。</p>
委員長	<p>市民の意見を聞くということで最近よくあるのは、設計担当になるところが決まった後で、ワークショップみたいなものをしてとかそういうことで市民の意見を入れるということもあるんですけども、そういうことを今はあまり考えておられないでしょうか。</p>
事務局	<p>基本計画(案)のパブリックコメントにおいて設計に対するご意見もたくさんいただいておりますので、受注者にはそれを考慮するようお願いしたいと思っております、設計時に再度ワークショップということは時間のこともありますので考えておりません。</p>
委員	<p>同種業務と類似業務の経験云々について、5,000 m<sup>2</sup>未満の類似業務ということであれば、本当に10 m<sup>2</sup>や100 m<sup>2</sup>のものでも良いのかということが一点。それから、新築・改築・増築と書いてあるんですけども、この増築については延べ面積を実績の対象とするということになっているんですけども、改築で例えば100 m<sup>2</sup>の建物の庁舎の一部分の倉庫を何か部屋に変えたとか、もっと言えば一部屋どころか一部のサッシを変えましたのでこれは類似実績ですということを持ってこられても OK とされるのかどうか。この条件だとそれは足切りできないと思うんですが、常識だろうということで切ったら</p>

	書いていないということで質問されたら今度答えが出来なくなるので、本当にこういう書き方でそういうものが来られた時に、本当に 5,000 m <sup>2</sup> 未満で全て OK なのか、特に改築ということで何をしても良いということなのか。
事務局	増築につきましては増築部分の延べ床面積を対象としています。ここが 10 m <sup>2</sup> やら 100 m <sup>2</sup> で良いのかという点ではありますが、実際それも対象となります。ただ、後ろにあります実績の点数に関しては同種は 3 件まで評価することに対して、類似は 1 件しか評価対象としておりません。数社手を挙げていただいた場合には問題はないのかなという想定でやっております。
委員	そういうものを出してきた場合に、それは認めるという判断でやりますということで良いんですね。私が聞きたいのは、そのつもりで出しているかということです。
事務局	庁舎として、5,000 m <sup>2</sup> 未満のものに関しては、官公庁の執務室を有する施設であるということで、庁舎として執務室があれば、例えば 100 m <sup>2</sup> のものでもよいということになります。
委員	官公庁の執務室があればいいということになると、例えば海上保安庁の倉庫に一部事務室があるのですが、それも OK ですよ、となるけれども、それが OK なのに警察がダメと言うのもよくわからない基準になっているように感じます。どのへんに基準を置いて何が欲しいのか、何を思って作ったのか。逆に 5,000 m <sup>2</sup> という言葉と新築・改築・増築という言葉と並べ、何をしたものを OK にしようと考えられているのかがわかりにくかったので、本当にそういうものでもいいと考えてこの文章を作ったのかな、と思ったので。 要するに、トータル面積 5,000 m <sup>2</sup> の中に 1 室 5 m <sup>2</sup> ぐらいの事務室がありましたという実績を評価するということを思って書かれていたのならこれで良いと思いますし、そうではなくて 5,000 m <sup>2</sup> 未満であっても半分以上は執務室が入っているものにして下さいよという意味でやられて、そういうところでその分を触りましたという実績が欲しいのか、何が欲しいのかという想いがあってこの言葉になってくると思うので、OK にしたいものがこの言葉になっているかの確認をしています。
委員長	何が問題になるかと言うと、例えば 1 社しか応募が無かった時にその 1 社が 5,000 m <sup>2</sup> 未満で 100 m <sup>2</sup> ぐらいのこししかやったことが無い者だったとしたときに、その人を第 1 次審査で落とせるかどうかということだと思います。
委員	そのとおりです。経験値のある者を選びたい意図があつて書いているけれども、最低限必要とされる経験値について書けているかどうかということです。特に改築は 10 m <sup>2</sup> の天井ボードを補修しただけの経験値で OK というのかどうか。点数をあげるかどうかではなくて、そういうところが来てもらってもいいんですねということなのか、より大きなもの、より良いものを行った時は点数をたくさんあげましょう、ということにしたいのかどうか少しはつきりさせた方が良いのかなと思います。
事務局	この部分の書きぶりについては検討させていただいて、もう一度提示させていただければと思います。
委員長	皆さんにこういう形で行きますという前に、私と相談していただくということですね。 一つ確認なのですが、JV を OK にしてあつて、いわゆる同種の 5,000 m <sup>2</sup> 以上というのは JV の参加者すべてにかかるのですか。それとも、JV のうちの 1 社がこれに該当していればいいのか。
事務局	代表企業の実績を求めています。
委員	ここに書いてある同種、類似というのは、加点要件というよりかは、参加要件ですね。これでいくと、ほぼ設計事務所というものがあれば OK ということになると思います。
委員長	これまでの経緯として、あまり大きな事務所だけが来るよりは、大きい庁舎の経験はあまりないけれども新しいアイデアとか巧みな所と組んでやることを排除しないということでした。
委員	JV の場合は、この条件だと無経験でも OK ですということですね。ほとんどなし、ゼロの経験でも良

いという話であればこういう形でも良いと思うし、どこまでという想いを持っていないと後で取返しのつかないことになると思いますよと言うことを申し上げたい。

整備局の事例で言えば、ほとんど問わないということもありますので、皆さんの基準が何かということを一統一していただければと思います。

事務局 さきほどの話で、天井を触るという例がありましたけれども、それは建築的には改修や修繕ということになりまして、改築とは別のものとなります。ここでの改築は既存の建て替えということになりまして、新築のようなものになります。我々の考えは統一しておかないといけないのですが、その点だけご了承いただければと思います。

委員 すみません、言葉の定義が間違っておりました。ほんの小さいものでも良いかというたとえをしたかったということです。

委員 特記仕様書が、設計の際には肝になってくるのかなと思うのですが、これが策定のスケジュールの部分と評価委員会との関係について確認させていただければと思います。

事務局 特記仕様書につきましては、事務局の方で作成しまして、公告の時には公表するんですけども、そのあと評価委員の皆様方にはそれをお示しして内容を評価していただくところはどういうところかというお願いをするんですけども、いまは4月に入ったら公告をするというスケジュール感で特記仕様書も検討はしております。そしてヒアリングについてはさきほども説明させていただいた通り、7月頃にお願ひしたいと考えております。

委員 特記仕様書に書くべき中身というのは、今まさに議論した基本計画の中身も見据えながらやられていくということによろしいですね。

委員長 その辺は重要なことだと思いますのでよろしくお願ひします。  
最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

事務局 本日、ご審議いただきました内容をふまえ、特別委員会に諮りたいと考えております。特別委員会の結果及び今後の設計業務のスケジュールにつきましては、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願ひ致します。

委員長 本日の審議内容は以上となります。

事務局 委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり誠にありがとうございました。以上をもちまして第5回榎原市新本庁舎建設検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上